平成２２年（フ）第３７７号
三重県津市藤方1716番地１　ユー＆ミー205
債務者　稲垣みどり
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０号
三重県津市高洲町18番30号
債務者　水谷久仁夫
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３号
三重県津市久居元町2292番地１、前住所愛知県名古屋市中区新栄１丁目13番４号　ルミナ新栄601号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８号
三重県亀山市羽若町738番地13
債務者　アレシャンドレ　カワハラ　モウラこと　ＭＯＵＲＡ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＫＡＶＡＦＡＲＡ
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９号
三重県亀山市羽若町738番地13
債務者　モウラ　ジョゼライネ　ジャケリネ　シモガキ　フェレイラこと　ＭＯＵＲＡ　ＪＯＳＥＬＡＩＮＥ　ＪＡＱＵＥＬＩＮＥ　ＳＩＭＯＧＡＫＩ　ＦＥＲＲＥＩＲＡ
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
熊本市長嶺東４丁目２番31―101号
債務者　白坂　美香
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３号
熊本市長嶺東４丁目２番31―101号
債務者　白坂　好美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４号
熊本市二本木５丁目４番１―604号
債務者　松原　正典
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１０号
名古屋市千種区星が丘山手206番地　市営西星ケ丘荘214号
債務者　加藤　千景
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７号
広島県福山市新市町大字宮内164番地３
債務者　吉森　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８８３０号
大阪府高槻市登町12　下田部団地Ａ15棟５階0409号室、住民票上の住所大阪府豊中市寺内１丁目１番38―701号
債務者　森　　健太
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８６号
大阪府門真市打越町８―29　ＭＳＫ102号、住民票上の住所京都府城陽市市辺上芦原29番地の12
債務者　岡井　弘樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４９号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ９―508号
債務者　土居　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目１番６―406号
債務者　林　智恵子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５号
大阪市西区北堀江２丁目６番18号　アドバンス心斎橋ＮＥＸＴＴＵＲＥ　703
債務者　槍森　勇介
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８９号
大阪市東成区大今里南２丁目７番８号
債務者　福永　武司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９５号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目13番Ａ―21号
債務者　喜井菜奈子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部